

【資料 2】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 8 年 6 月 22 日

【議題 2】

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

水 振 第 239 号
令和 8 年 6 月 9 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を別紙 1 のとおり定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 2 項に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙 2 の取扱いとしたので、同条第 5 項において準用する第 2 項に基づき貴委員会の意見を併せて求めます。

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 8 管理年度における鹿児島県
知事管理漁獲可能量の設定等について

1. 本県に配分された漁獲可能量

8,200 トン

2. 知事管理漁獲可能量の配分方法（県資源管理方針別紙 1-6）

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割を当該管理年度の前々年度までの 3 年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保枠とする。

【漁獲実績と配分比率】

管理区分	R 4	R 5	R 6	平均	比率
鹿児島県まき網まさば及び ごまさば漁業	5,501	4,191	6,257	5,316	88.6%
鹿児島県その他のまさば及び ごまさば漁業	975	458	619	684	11.4%
合計	6,476	4,650	6,875	6,000	－

3. 知事管理漁獲可能量設定案

管理区分	知事管理漁獲可能量
鹿児島県まき網まさば及びご まさば漁業	6,500 トン
鹿児島県その他のまさば及び ごまさば漁業	現行水準 (目安数量：880 トン)
県留保枠	820 トン
合計	8,200 トン

4. 今後の予定

関係漁業調整委員会への諮問及び答申、並びに農林水産大臣の承認を経て県公報により告示する予定

(別紙2)

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度における 鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について

1 背景

鹿児島県資源管理方針別紙1－6第3においては次のとおり規定されており、数量管理の柔軟な運用を図るため、令和8管理年度における具体的な取扱いについては2のとおりとしたい。

鹿児島県資源管理方針別紙1－6（抜粋）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各管理区分の漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、予め鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする

2 具体的な取扱い

(1)本県への追加配分または他県から融通を受ける場合

当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。なお、現行水準の管理区分においては、目安数量も同様に取扱う。

(2)他県等へ融通する場合

配分を受ける者の合意があった場合、当該配分から合意のあった数量を減じ、県留保枠へ移替えた後、農林水産大臣へ届出ることとする。その後、国による手続き後に融通成立となる。

(3)海区漁業調整委員会への報告

(1)、(2)により変更した場合は、県ホームページ及び県公報により、遅滞なく公表することとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告することとする。

3 その他

2による変更以外については、鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会の意見を聴いて変更を行うこととする。